

財団法人しずおか健康長寿財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人しずおか健康長寿財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区駿府町1番70号に、従たる事務所を同県三島市谷田字藤久保2276番63に置く。

(目的)

第3条 この法人は、あらゆる世代の県民の参加を得て、高齢者をはじめとする県民の生きがいづくりと健康づくりを推進することにより、県民の社会活動の振興を図り、もって明るく活力ある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の社会活動に関する県民の意識の高揚
- (2) 県民参加による高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの推進
- (3) 高齢社会に関する調査研究
- (4) 静岡県総合健康センターの管理及び運営
- (5) 静岡県介護実習・普及センターの運営の受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社(信託業務を行う銀行を含む。)に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前までに理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第 12 条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 月以内に理事会の承認を得なければならない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 3 人
- (3) 常務理事 1 人
- (4) 理事 (理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 17 人以上 20 人以内
- (5) 評議員 19 人以上 22 人以内
- (6) 監事 2 人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 常務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

5 評議員は、理事会において選任する。

6 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 評議員は、評議員会を構成する。

6 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残

任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会（評議員にあっては理事会。次項において同じ。）において、4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 17 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 顧問

(顧問)

第 18 条 この法人に顧問を一人置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の事業について指導、助言を行うとともに、理事会に出席して意見を述べるすることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。
- 5 顧問は、再任されることができる。

第 5 章 会議

(会議の種別)

第 19 条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第 20 条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事、その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第 21 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

3 理事会において、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 29 条及び第 30 条に規定する事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第 22 条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第 23 条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 1 項第 2 号の場合には請求があった日から 25 日以内に理事会を、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の場合には請求のあった日から 25 日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも 7 日前までに、構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第 25 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 26 条 会議の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決)

第 27 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 会員

(会員)

第 29 条 この法人の目的に賛同するものは、会員となることができる。

- 2 会員の会費、その他会員について必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、静岡県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 31 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、静岡県知事の許可があった時に解散をする。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、静岡県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体又は静岡県に寄附する。

第 8 章 雑則

(委任)

第 32 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 法人の設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 11 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 新たに選任される評議員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

別 紙

財団法人しずおか健康長寿財団役員名簿

役 職 名	氏 名	所 属
理 事 長	斉 藤 滋 与 史	静岡県知事
副 理 事 長	大 山 信 一	(福)静岡県社会福祉協議会会長
〃	岩 村 越 司	静岡県民生部長
常 務 理 事	山 下 安 夫	(財)しずおか健康長寿財団事務局長兼務
理 事	高 橋 正 三	静岡県町村会会長
〃	清 水 俊	(財)静岡県老人クラブ連合会会長
〃	大 石 益 光	(株)静岡新聞社代表取締役社長
〃	桑 原 宏 次	静岡県青年団連絡協議会会長
〃	酒 井 次 吉 郎	(財)静岡銀行協会会長
〃	川 井 祐 一	(社)静岡県商工会議所連合会会長
〃	栗 原 勝	静岡県市長会会長
〃	佐 野 嘉 吉	(財)静岡県体育協会会長
〃	石 田 い と 子	静岡県地域婦人団体連絡会会長
〃	稲 川 テ ル	(社)静岡県看護協会会長
〃	鷹 野 成 夫	(社)静岡県医師会会長
〃	野 口 武 利	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長
〃	内 藪 耕 二	静岡県立大学学長
〃	宮 村 達 郎	(社)静岡県経営者協会会長
〃	鈴 木 脩 造	静岡県農業協同組合中央会会長
監 事	塩 川 理 一 郎	(福)静岡県社会福祉協議会常務理事
〃	米 倉 郁 雄	静岡県副出納長